

見附市教育委員会告示第 28 号

見附市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 1 月 29 日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応し、子どもを安心して育てることができる環境を整備するため、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（令和 5 年 10 月 12 日こ成事第 520 号。以下「国交付要綱」という。）及び多様な保育促進事業の実施について（令和 6 年 9 月 6 日こ成保第 763 号）別添 3 に定める医療的ケア児保育支援事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）に基づき、事業者が行う医療的ケア児保育支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するにあたり、見附市補助金等交付規則（昭和 34 年見附市規則第 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象となる事業)

第 2 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国実施要綱 3 及び 4 の（3）に定める事業とする。

(補助対象事業者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に所在する以下に掲げる施設において、補助対象事業を実施するものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 3 条第 1 項の認定をうけたものを除く。）
- (2) 認定こども園法第 2 条第 6 項に規定する認定こども園
- (3) 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業を行う事業所、法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う事業所及び法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

(補助の対象となる経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国交付要綱別表の間接補助事業の部医療的ケア児保育支援事業の項4 対象経費の欄に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の補助事業の対象となっている経費については、補助対象経費としない。

(補助金の算定方法)

第5条 補助金の額は、国交付要綱別表の間接補助事業の部医療的ケア児保育支援事業の項3 基準額の欄に定めた額と補助対象経費の実支出額を比較し少ない方の額と、総事業から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、医療的ケア児保育支援事業補助金交付申請書（様式第1号）により申請書を作成し、別に定める期日までに市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定したときは、その旨を当該申請を行った者に対し医療的ケア児保育支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(変更の承認)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が決定後の事情の変更により、申請内容を変更しようとする場合には、医療的ケア児保育支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項に定める変更承認申請があった場合、前条の規定に準じて決定の内容を変更し、医療的ケア児保育支援事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知する。

(決定の取消し等)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その旨を当該者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、医療的ケア児保育支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を決定し、医療的ケア児保育支援事業補助金交付確定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条に規定する通知を受けた補助事業者は、速やかに医療的ケア児保育支援事業補助金請求書(様式第7号)により、市長に請求を行うものとする。

(文書の保管)

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業に係る関係書類を5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

医療的ケア児保育支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）見附市長

申請者 所在地
施設名
代表者名

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 申請額 円

2 添付資料

- （1）看護師の免許証、保育士等の資格証及び認定特定行為業務従事者認定証の写し
- （2）看護師、保育士等の雇用契約書等雇用契約内容がわかる書類の写し
- （3）その他市長が必要と認める書類

別紙

申請額算出の基礎

①総事業費 (内訳)	②寄付金その他収 入予定額	③差引額 (①―②)	④対象経費の支出 予定額
合計			

様式第 2 号（第 7 条関係）

医療的ケア児保育支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

見附市長

年 月 日付で交付申請のあった事業に対する補助金について、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので、見附市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき通知します。

記

交付決定額

円

様式第3号（第8条関係）

医療的ケア児保育支援事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日

（宛先）見附市長

申請者 所在地
施設名
代表者名

年 月 日付で教こ第 号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、見附市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき申請します。

記

1 変更交付申請額 円

2 変更の内容

【変更前】

【変更後】

3 変更理由

様式第4号（第8条関係）

医療的ケア児保育支援事業補助金変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日

様

見附市長

年 月 日付教こ第 号で交付決定した事業については、下記のとおり変更承認（不承認）したので、通知します。

記

1 既交付決定額 円

2 変更交付決定額 円

3 変更内容

【変更前】

【変更後】

4 変更理由

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

医療的ケア児保育支援事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）見附市長

申請者 所在地
施設名
代表者名

年 月 日付教こ第 号で交付決定した事業が完了したので、見附市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱第 1 0 条に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 実績報告額 円
- 3 添付書類
 - （1）出勤簿等勤務実態を証明する書類
 - （2）経費支出の事実が確認できる書類
 - （3）その他市長が必要と認める書類

別紙

実績額算出の基礎

①総事業費 (内訳)	②寄付金その他収 入済額	③差引額 (①―②)	④対象経費の支出 済額
合計			

様式第6号（第11条関係）

医療的ケア児保育支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日

様

見附市長

年 月 日付で実績報告のあった事業について、下記のとおり額の確定をしたので、見附市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき通知します。

記

交付確定額 円

様式第7号（第12条関係）

医療的ケア児保育支援事業補助金請求書

年 月 日

（宛先）見附市長

請求者 所在地
施設名
代表者名

年 月 日付教こ第 号で交付確定通知を受けた補助金について、
見附市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱第12条に基づき、下記のと
おり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先口座

金融機関名

支店名

口座種別・番号

口座名義（フリガナ）

※上記口座の通帳のコピー等内容が確認できる書類